

防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業報告書【防災に関すること】

学校名「阿蘇市立一の宮中学校」

住所：熊本県阿蘇市立一の宮町宮地1669番地2

電話：0967-22-0201

I 学校の基本情報

○児童・生徒数：281人（12学級）

○職員数：35人

○過去の主な災害

S28 阿蘇山噴火

S33 阿蘇山噴火

H2 風水害・土砂災害

H24 九州北部豪雨災害

H28 熊本地震・阿蘇山噴火

II 取組の概要

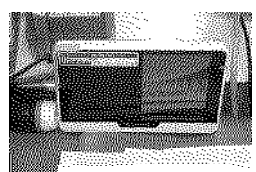
1 安全教育手法の開発・普及

（1）防災教育に関する指導計画

期 日	具体的な内容
7/20	非常時災害による引き渡し訓練
8/4	第1回実践委員会
8/9	災害時炊き出し訓練・救急処置講習会
8/17～8/19	先進校視察研修（宮城県）
9/27	第2回推進委員会・実践委員会
9/30	緊急地震速報を活用した避難訓練
10/4	避難時のトラブル対応教職員研修
10/12	緊急地震速報を活用した避難訓練 及び防災講話（小・中合同）
10/20	第1回自主防災組織モデル地区会議
11/11	第2回自主防災組織モデル地区会議
11/14	トラブル対応地震避難訓練
11/24	第3回自主防災組織モデル地区会議
12/11	自主防災組織モデル地区避難訓練 （下町地区・古城6区・片隅地区）
12/13	防犯講演会
12/17	自主防災組織モデル地区避難訓練 （東2区）
12/19	第3回推進委員会・実践委員会
1/31	自主防災組織モデル地区避難訓練 反省会

（2）緊急地震速報受信システムを利用した避難訓練の実施

緊急地震速報受信システムとは、設定震度以上の地震発生を事前に発報するシステムであり、訓練にも活用することができる。



職員室に設置された緊急地震速報システム

【地震速報を利用した第1回避難訓練】

9月30日に、地震避難訓練を実施した。訓練に当たっては、学校安全アドバイザーから指導をいただいた。

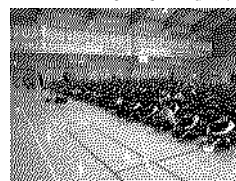
また、訓練時において、次の5点について確認をしていった。

- ①緊急地震速報システムの作動状況
- ②緊急地震速報を受けての適切な避難
- ③避難中の態度や避難の仕方
- ④教職員の適切な避難指示と行動
- ⑤いかなる緊急時にも避難可能か

避難指示に沿って訓練を行ったが、避難時の階段の降り方に危険が見られたことやシステムに慣れていない教職員の指示の不徹底が見られた。

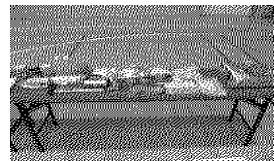
【地震速報を利用した第2回避難訓練】

10月12日に、一の宮小・中学校合同の避難訓練を実施した。小・中学校の避難訓練の様子を学校安全アドバイザーに見ていただき、指導をしていただいた。その後、一の宮中学校体育館で、小学生4年以上、中学生全生徒を対象に防災講話を行った。



また、この講話には、PTA役員や学校運営協議会員、自主防災モデル地区の区長にも参加していただいた。

学校・家庭・地域の連携を大切にした防災教育のスタートとして有意義な場となった。また、体育館後方に、非常時避難の場合の携行品を展示し、日常の備えについての啓発の場とした。児童生徒も手に取ったりするなど高い関心を示していた。



【地震速報を利用した第3回避難訓練】

これまでの避難訓練は、発生時刻を予告して、指導後に訓練を始めていた。そのため、不意の緊急事態に訓練が耐えうるものか不安もあった。

そこで、まず、教職員が緊急時のトラブルに対応できる知識と技術を身に付けておく必要があると考え、トラブル対応のための研修会を計画した。

10月4日、学校安全アドバイザーを講師として、研修会を実施した。想定したトラブルとして、①避難経路が使えない場合②生徒が避難中にケガをした場合③避難集合した際、行方不明の生徒がいた場合④教

職員が避難時にケガをした場合などの対応について講話をいただいた。これまで生徒の避難状況だけ評価していた教職員にとって、危機管理の責任を痛感させられた。

11月14日、トラブルを想定しての第3回避難訓練を実施した。発生時刻を昼休みとし教職員、生徒にも予告しなかった。

地震速報の避難指示が流れると、大半の生徒は、安全な場所を探して避難することができた。しかし、数名の生徒が誤報だと思って避難ができていなかったり、真剣さが足りない状況が見られた。

また、教職員が避難途中の生徒がケガをした想定に対応して、タンカを用意した事は良かったが、タンカを運ぶ教職員の数が足りず、生徒運搬に危険が感じられた。

更に、行方不明の生徒が生じた想定では、捜索に時間がかかり過ぎるという課題が残った。

学校防災アドバイザーからはこのような訓練に取り組んだことについては評価をいただいたが、日頃の訓練不足について、指導をいただいた。

(3) 地域、関係機関等との連携を図った防災教育の推進

4月16日、熊本県をおそった熊本地震は、午前1時25分に発生している。

この時間は、生徒たちが家庭で生活している時間であり、生徒の安全を守るためには、家庭・地域での地震避難訓練が必要であると考え、阿蘇市役所防災担当者に相談した。担当者によると自主防災組織は、90%以上設置されているが、地域の実態が違うため、すべての地域で地震の避難訓練を実施することは難しいとのことだった。

そこで、一の宮町の大きな4地区から1地区ずつを自主防災組織としてモデル地区に選定し、各区長の協力を得ながら実施に向けた検討を行っていった。

【第1回 自主防災組織モデル地区会議】

10月20日、午後2時から一の宮中学校を会場に、4地区（東2区・下町・6区・片隅）の区長、5名の消防関係者、市防災担当者、学校関係者の11名で会議を開いた。第1回目であるため、自主防災組織の必要性やモデル地区の取組等について共通理解を行った。これまでの災害で、住民の避難に消防団は切り離せない組織であり、本会議においても協力的な姿勢をいただいた。

【第2回 自主防災組織モデル地区会議】

11月11日、午後7時から第2回目の会議を開いた。消防団の地区担当班長を新たに加え、参加者15名で行った。

自主防災組織が、きちんとした組織とし

て組織的、計画的に活動が推進されるよう、自主防災組織の規約づくり、活動計画づくり、防災マニュアルづくりを提案した。

また、各地区の児童生徒数の確認、世帯数や各地区のリーダーの確認、避難場所等について各地区ごとに話し合いを行った。

【第3回 自主防災組織モデル地区会議】

11月24日、午後7時から第3回目の会議を開いた。

参加者は、各地区保護者代表、教育委員会、小中学校地区担当者を加え31名で行った。

これまでの取組を説明した後、各地区ごとの避難訓練の実施計画案を説明し、各地区ごとに検討をしていただいた。

検討後、各地区から結果が報告され、避難訓練までに地区ごとで最終点検を行うこと、記録用紙にて訓練の記録を残す（写真も）ことが確認された。

【自主防災組織モデル地区 避難訓練】

※避難訓練の実施日

12月11日（日）9：00～

3区実施：下町・古城6区・片隅

12月17日（土）10：00～

1区実施：東2区



下町区避難の様子

下町区の第一次避難場所は、旧坂梨小学校。区長を中心に人員の点呼を行った。

要支援要介護者も全員無事に避難することができ、地域で支え合う関係づくりの芽をはぐくむことができた。



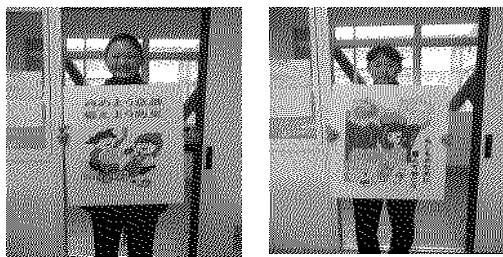
古城6区は、一の中学校に避難した。

訓練には、ホームステイ中の外国の方々も参加された。



東2区の二次避難場所では、「陣の町」リーダーがタオルで作った旗を掲げて指示を出すなど、各地区のリーダーが真剣に頑張っていた。

〔啓発活動としての防災ポスターの作成〕



防災に対する意識を高めてもらうために、美術部の生徒が、放課後の部活動の時間を利用してポスター作りに取り組んだ。

町の施設にポスターを掲示し、防災意識の喚起に役立てた。

2 災害ボランティア体験活動の推進・支援

災害発生時に地域に貢献する意識を高めるために生徒5人が、宮城県への視察研修に参加した。



研修では、東日本大震災の体験を聞く中で、支援者として、自らが「今何をすべきか」「何ができるのか」を考え、主体的に行動することの大切さを学ぶとともに防災リーダーとしての自覚を高めることができた。学んだことは、「りんどう祭（文化祭）」で発表した。

3 学校安全（防災）アドバイザーの活用

学校安全アドバイザーには以下のような場面で専門的なアドバイスをいただいた。



回数・期日	活用 内 容
1回目 8月31日	学校安全アドバイザーとの取組についての打合せ ■具体的取組についての助言
2回目 9月30日	第1回避難訓練での指導 ■避難状況についての指導助言
3回目 10月4日	避難時のトラブル対応講話 ■避難時の負傷者対応等について教職員に指導助言
4回目 10月12日	第2回避難訓練での指導 ■避難訓練指導及び講話
5回目 11月14日	第3回トラブル対応訓練 ■避難時のトラブル想定訓練での指導助言

Ⅲ 取組の成果と課題

1 安全教育手法の開発・普及

（1）成果

ア 緊急地震速報受信システムの設置により、実際の災害時を想定した避難訓

練を実施することができた。

イ いろいろな想定をした避難訓練を実施したことにより、生徒はもちろんのこと教職員の訓練の必要性が明確になった。

ウ 地域・関係機関との連携を図った防災訓練では、市防災担当者や区長、消防関係者との連携・協力の関係づくりができた。

エ 4つの地区による自主防災組織モデル地区の避難訓練の実施により、訓練をしておかなければ実際の災害に対応できないことを実感した。自主防災組織の計画的な訓練が必要である。

（2）課題

計画的、意図的な訓練が必要である。訓練においては、常に、緊迫感を持たせるよう、学校、家庭及び地域連携のもと進めていく必要がある。

2 災害ボランティア体験活動の推進・支援

（1）成果

実際に見て、聞いて、触れて、感じての研修は、研修の深みが違う。今後自分たちの地域で必要となる災害ボランティア活動のイメージを持つとともに、その中心的な役割を自分たちが行っていかなければならないという自覚にもつながった。

（2）課題

今後、熊本地震からの復興が進むにつれてボランティア内容も変化していくと思われる。今後は被災地のニーズに応じた活動を検討していくとともに、支援者としての意識を高める活動に継続して取り組んでいく必要がある。

3 学校安全（防災）アドバイザーの活用

（1）成果

専門的な立場からの指導助言は、防災訓練としての質の充実につながるとともに、生徒はもちろんのこと、教職員の危機意識の向上にもつながった。今後も多くの場面で活用させていただきたい。

（2）課題

指導を受けた事項について、それを改善し、次の訓練等に生かしていくといったシステムを構築していくことで、より実践的な取組につなげることができたと思う。来年度に生かしていきたい。

防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業報告書【防犯を含む生活上の安全に関すること】
学校名「阿蘇市立一の宮中学校」

住所：熊本県阿蘇市立一の宮町宮地 1 6 6 9 番地 2

電話：0 9 6 7 - 2 2 - 0 2 0 1

I 取組の概要

1 安全教育手法の開発・普及

(1) 登下校を含めた学校の安全確保に関する指導計画

期 日	具体的な内容
8 / 4	第 1 回推進委員会 実践委員会
8 / 3 1	学校安全アドバイザーとの事前打合せ
9 / 2 7	第 2 回推進委員会 実践委員会
1 2 / 1 0	人権講演会（SNS と人権）
1 2 / 1 3	防犯講演会
1 2 / 1 9	第 3 回推進委員会 実践委員会

(2) 登下校時を含めた日常的な学校の安全確保する指導方法の工夫



阿蘇警察署生活安全課及び熊本大学から講師を迎え、SNS の利用及び不審者対応についての防犯

講演会を実施した。

SNS の利用については、携帯電話やパソコン等、自分が自由に使える通信機器の急激な普及により、便利な生活とともに利用トラブルによる生活の危険性が増してきている。

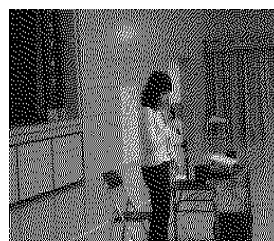
また、対人関係のトラブルだけでなく、アダルトサイトや有料サイトへのアクセスは、詐欺にあうなどの犯罪にもつながっている。

本校でも、毎年のようにSNS のトラブルが見られ、その対策は大きな課題となっている。講演会は、講話を聞いた後

DVD の視聴となり、他人になりすまして近づこうとするなどの事例が多発していることなどを示され、SNS 利用の危険性について強く指摘された。



次に、不審者への対応について講話をいただいた。講話では、実際に実演をしながら、不審者が犯行に及びやすい距離や犯行に及びにくい距離について具体的な説



明があった。不審者から身を守るには、日頃から不審者を服装などで判断する固定観念を捨て、常に危機意識を持つておくとともに、知らない人が自分に接近してくる距離から、危険を察知する力を身に付けておく必要性について学ぶことができた。

2 登下校時を含めた日常的な学校の安全を確保するシステムの構築

(1) コミュニティ・スクールを活用した見守り体制の構築

本校には、コミュニティ・スクールの組織として、「学びサポート部会」があり、活動の一つとして、生徒の安全確保を目的に、登下校の見守りを行っている。自転車通学生が多いため、自転車の安全利用についても合わせて指導を行っている。

その中で、気付いた通学路の危険箇所や地域の様子などの情報の共有を図りったり、小学校との連携を強化しながら見守り体制の構築を図った。

(2) 安全委員会の活動の充実



生徒が安全に学校生活を送りためには、「自分たちの安全は自分たちで守る」という自治的意識を醸

成することが必要である。そのため、委員会活動の活性化に取り組んだ。

安全委員会では、毎日の委員会活動として、自転車の施錠の呼びかけなどや安全に関する様々な取組を行った。

その活動により、自転車の無施錠がなくなるとともに、学校全体に落ちついて安全な生活を送ろうとする雰囲気がつくりあげられている。

(3) 安全パトロールステッカーの利用

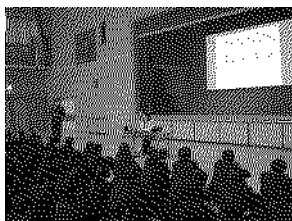
地域の防犯に対する意識の醸成及び抑止効果を高めることをねらいに「安全パトロール中」のステッカーを配付し、自家用車に貼って地域を巡回する活動を継続して行った。

3 学校安全（事故防止）アドバイザー活用

学校安全アドバイザーには、取組の事前指導や防犯教室の講師として、様々な指導助言をいただいた。

た。

犯罪から身を守るための具体的な心掛けておくこと



や対処法など、専門的な立場からの講話は、大変参考になった。

また、防犯に関するアンケート内容の修正や項目の追加などについても的確なアドバイスをいただいた。

Ⅱ 取組の成果と課題

1 安全教育手法の開発・普及

(1) 成果

防犯に関する講演会を設定したことにより、SNSの便利さと危険性について再確認することができた。安易なSNSの取り扱いにより、人間関係のトラブル

等を起こしていた生徒にとって、最低限のマナーをしっかりと認識させることができた。また、犯罪から身を守るために、相手との距離を意識する大切さについても具体的な場面を設定して指導がなされた。生徒も日頃から意識していない事についての指導がなされ、防犯に対する備えの重要性についてのよい学びの場となった。

(2) 課題

登下校の道路には、街灯が設置されていない箇所が多い。また、民家の少ない道路を帰る生徒もあり、生徒の安全確保について、まだまだ多くの不安を抱えている。そのため、通学路安全マップの見直しを図りながら、生徒の危機回避能力を高めるための指導を行っていきたい。

2 登下校時を含めた日常的な学校の安全を確保するシステムの構築

(1) 成果

生徒の安全を確保するために、コミュニティ・スクールとしての学校・地域の連携協力により登下校の安全確保をより進めることができた。また、生徒の自治活動として活発な取組が見られた。

(2) 課題

安全の取組がマンネリ化しないよう、様々な関係団体との連携が必要である。

今後、防災の取組で構築した連携体制を防犯にも役立てていきたい。

3 学校安全（事故防止）アドバイザー活用

(1) 成果

生徒が、自分の身を守るためにどうすればよいのかを自覚するなど、専門的な立場からのアドバイスが効果的であった。

(2) 課題

不審者対策や防犯対策としての取組がやや不足してしまい、アドバイザーが強調したい点に十分な対応ができず、課題が残った。

②学校安全年間指導計画 ※学級活動の欄 ◎…1単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導

月		4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	
月の重点		安全な登下校をしよう	体育祭を安全にやりぬこう	梅雨期を安全に過ごそう	健康と安全に気を付けよう	災害に備えた生活をしよう	交通法規を理解し守ろう	危険を予測し安全な生活をしよう	事故災害から身を守り適切な行動をしよう	自ら健康を維持していこう	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようにしよう	
道徳		生命の尊さ	自主自立	自主自律	法の遵守	奉仕	友情の尊さ	社会連帯	郷土愛	人間愛	生命の尊重	社会への奉仕	
安全学	社 会	・世界と比べた日本の地域的特色(自然災害と防災への努力)											
	理 科	・理科室における一般的注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備	・電気器具の使い方	・薬品検査	・自由研究の実験上の注意 ・電気についての知識		・力学関係の実験器具の使い方	・薬品検査 ・理科室と準備室の整備	・地震発生メカニズムと震度 ・火山活動の様式とマグマの性質		・備品点検 ・薬品点検(台帳管理)	
	美 術	・美術室での一般的注意	・備品の点検整備 ・モデルの安全なポーズ	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品検査	・印刷機具の使い方	・小型ナイフの使い方	・打ち出しの用具の使い方	・塗装の際の一般的注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管、管理の指導	・教室での一般的諸注意 ・機具、用具点検	
	体育分野	・集団行動様式の徹底 ・施設、用具の使い方	・陸上競技の適切な場所の使い方と測定の仕方 ・器械運動の特性 ・自己の運動能力を知る ・備品の点検整備	・水泳の事故防止について(自己健康管理)	・備品検査	・器械運動における場所や器具の安全 ・ダンスにおける安全な場所の使い方 ・集団行動と協力性	・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ(禁止技等)	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方(ゴールの運搬や固定の仕方等)、ルールやマナーの徹底 ・ゲームの安全	・バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底 ・サッカーのゲームの安全	・バスケットボールのゲームの安全 ・器具、用具点検	
	保健分野	・心身の発達と心の健康(1年)				・疾病の予防(3年) ・自然災害(全学年)	・健康と環境(2年) ・疾病と予防(3年)			・健康と生活(3年)			
	技 術・家庭	・施設設備の使用上の注意	・切削加工時の安全 ・はんだづけによる火傷の注意 ・備品の点検整備	・電気器具の取扱い	・加熱と漏電 ・電機製品製作上の安全配慮 ・備品検査	・工作加工機械や工具の安全や点検	・塗装時の換気や火気 ・家庭電気の安全な利用	・金属材料の性質と切断 ・日常での木製品の利用	・暖房と換気について ・床に落ちているものの危険性	・工作機械の安全な利用 ・電子機器の利用と安全	・作業場所の確保と危険の回避	・機具点検整備 ・備品検査(台帳管理)	
		・家庭科室の使用上の注意	・被服領域の一般的注意 ・備品の点検整備	・アイロン、ミシンの適切な使い方	・備品検査	・食物領域についての一般的な注意	・ガスコンロの使い方 ・換気について	・調理実習における注意 ・日常食の調理	・備品点検	・保育領域についての一般的な注意	・電気の安全な利用 ・食生活と健康	・器具点検整備 ・備品検査(台帳管理)	
	総合的な学習の時間(安全) 「我が町の地域・職業調べ」など(20～35時間)												
	教育	学級活動	第1学年	●中学生になって ◎自転車の安全な乗り方 ●通学路の確認 ●部活動での安全 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●遠足時の安全 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ●障害のある人の行動特性の理解 ●清掃方法を確認しよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●落雷の危険や風水害 ●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(含防犯)	◎地震による津波の危険と避難	◎交通法規の意義と安全 ●自転車の正しい乗り方(自分を見せる工夫)	●自転車の安全な乗り方 ◎交通事故の加害と被害	●駅伝大会と安全 ●冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	●自分の健康チェック ●地域の安全	●施設の安全な利用の仕方 ◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止
第2学年			●通学路の確認 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	◎交通事故の防止を考えよう ●自転車点検 ●障害のある人の行動特性の理解 ●体育祭の取組と安全	●雨天時の校舎内での事故原因 ◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(含防犯)	◎地震による津波の危険と避難	◎部活動の安全とリーダーの役割 ●新入戦について	◎交通事故の加害と被害	●駅伝大会と安全 ●冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	●自分の健康チェック ●地域の安全	●けがの発生状況とその防止 ◎降雪時の安全	●1年間の反省 ●送別球技大会での安全
第3学年			◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●登下校の安全 ◎心の安定と事故 ●自分でできる安全点検	◎修学旅行と安全 ●自転車点検 ●障害のある人の行動特性の理解と援助 ●体育祭準備	◎水泳、水の事故と安全 ●中体連大会と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(含防犯)	◎地震による津波の危険と避難 ●下校指導	◎交通事故の原因と事故の特性(停止距離・内輪差等) ●自転車の正しい乗り方と選び方	◎交通事故の責任と補償	●駅伝大会と安全 ●冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	●自分の健康チェック ●地域の安全	●けがの発生状況とその防止 ◎降雪時の安全	●球技大会での安全 ●学校、教室環境の整備修繕(奉仕活動)
生徒会活動			・新入生への交通指導 ・安全委員会	・自転車点検 ・安全テスト	・安全委員会	・交通安全と生活安全の生徒集会	・防災の日(1日)	・りんどう祭準備 ・りんどう祭	・自転車点検	・安全委員会	・登下校時の街頭呼びかけ	・安全委員会	・球技大会 ・安全委員会
主な学校行事等			・入学式 ・健康診断 ・春の交通安全運動	・遠足 ・新体力テスト	・防災訓練(水害) ・心肺蘇生法講習会	・交通安全教室 ・球技大会 ・夏の交通安全運動	・避難訓練(地震) ・秋の交通安全運動	・りんどう祭	・防災訓練(火災)	・駅伝大会 ・防災訓練と防災学習	・交通安全教室	・球技大会 ・卒業式	
部活動			・部活ガイダンス ・練習の進め方指導	・部活動保護者会	・熱中症予防指導					・冬季に多い傷害予防指導			
安全管理			対人管理	通学方法の決定 安全に関するきまりの設定	自分でできる点検ポイントについて 救急体制の見直し	校舎内での安全な過ごし方	プールにおける安全管理について 夏季休業中の部活動での安全と対応	身体安全について及びけがの予防	自転車の正しい乗り方と危険防止(反射材の効果、無灯火や薄暮時の危険等)	文化祭の準備と安全 電気の正しい使い方	避難時の約束について	通学路の見直し 安全な登下校について	施設設備等の安全な使い方について
		対物管理	通学路の確認・安全点検(月1回、1日)	諸設備の点検・整備	学校環境の安全点検整備(階段、廊下)	学校環境の安全点検整備(プール) 夏季休業前・中の校舎内外の点検	運動場や校庭など校舎外の整備	学校環境の安全点検整備(体育館)	避難経路の確認 防火設備・用具の点検整備	避難所として開放する教室の点検	学校環境の安全点検整備(通学路)	学校環境の安全点検整備(備品)	1年間の学校環境安全点検の評価・反省
学校安全に関する組織活動		春の交通安全運動時の啓発活動 保護者の街頭指導	校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ※熱中症予防研修	学校安全(保健)委員会 地域の危険箇所点検	国民安全の日(1日)の啓発 地域安全パトロール ※教職員心肺蘇生法研修会	県下一斉防災の日 秋の交通安全運動の啓発と街頭指導	学校安全(保健)委員会 校内の点検 ※教職員防犯研修会	冬季の通学路点検	地域防災訓練の啓発 年末年始の交通安全運動の啓発	阪神淡路大震災(17日)の想起 啓発活動	学校安全(保健)委員会	東日本大震災(11日)の想起 啓発活動 地域交通安全パトロール	

緊急地震速報受診システムを利用した避難訓練計画

1. 目 的

緊急地震速報受診システムが設置され、地震から子どもたちの安全を守る訓練を進めてきている。今回は、避難の際のトラブルを想定しての訓練を行い、場に応じた避難の仕方を学ぶ場面として、避難訓練を実施する。

2. 日 時

平成28年 11月14日（月） 13:30～14:00

3. 場 所

阿蘇市立 一の宮中学校

4. 内 容

緊急地震速報受診システムを利用した地震避難訓練
（避難時のトラブルを回避しながら）

5. 対象児童

全学年の生徒 （280名）

6. 避難訓練での確認事項

- ① 緊急地震速報を受けての避難が、適切に行われているのか。
- ② 避難の状況は、真剣で、ルールに沿って行われているか。
- ③ 教職員の避難指示は適切で、すばやく行われているか。
- ④ 避難時のトラブルに対して、適切に対応しているか。
- ⑤ 全体的な避難状況は、緊急時に対応できる状況なのか。

7. その他

- ① 当日の避難訓練までに、避難についての指導を徹底しておく。
- ② 教職員に対して、トラブル対応についての事前学習を進めておく。
- ③ 避難訓練の課題については、アンケート等で把握し、会議で検討するようにする。

地震避難訓練(トラブル対応)実施計画

一の宮中安全教育担当

1 目的

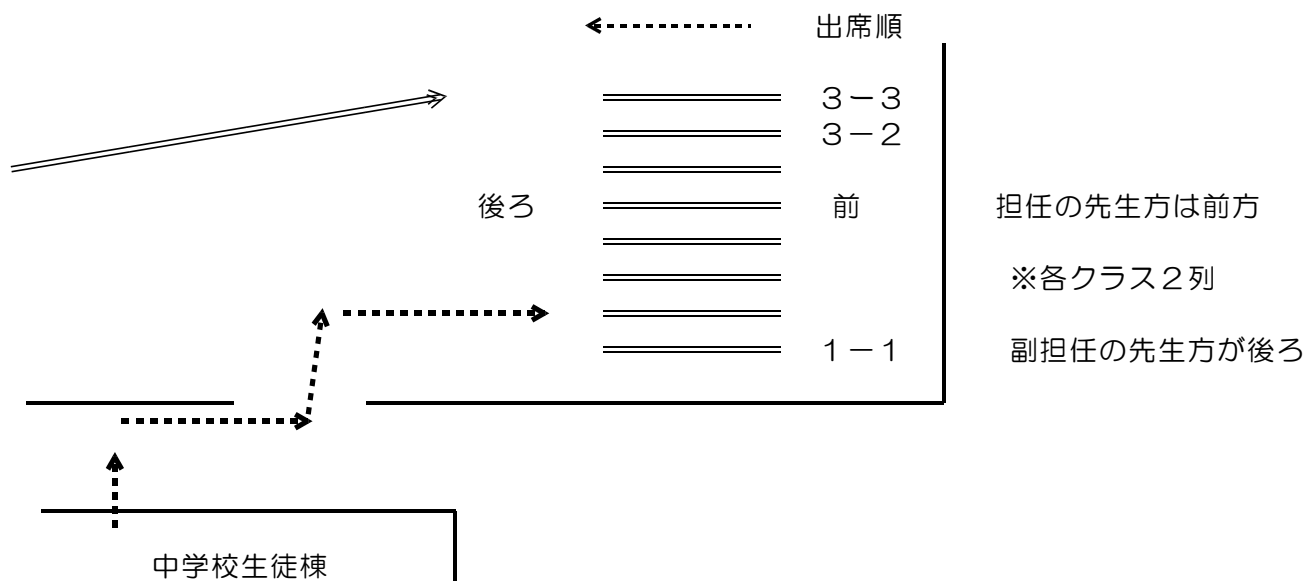
- (1) 学校及び学校近くで発生する火災や地震に対し、生徒が沈着・迅速・適切に判断して、自他の生命を守る行動ができる能力を養う。
- (2) 生徒の自主的、実践的な判断や行動を助長し、真剣な避難行動の習慣化を図る。
- (3) 避難の途中でトラブルが起こった際に、安全に留意し行動ができる能力を養う。

2 日時 平成28年11月14日 月曜日 昼休み中(13時20分～45分のどこか)

3 訓練内容

①学級指導(事前指導) 5分程度	・担任より実施の趣旨説明(真剣に取り組む・指示に従う等) ・避難経路及び避難場所確認 ・<u>避難完了目標時間の確認(目標3分00秒)</u>
②緊急地震速報(非常ベル) (教頭) 13:20～13:45	◆状況を把握する。 ・「緊急放送。緊急放送。地震警報がでました。大きな地震が起こります。生徒の皆さんは、机の下に隠れて下さい。」20秒後に「先生の指示に従い、運動場に避難して下さい。」の放送を入れる。(教頭) ・計時開始()
③全生徒避難 放送後3分間	◆避難する。 ・担任は、教室に残っている生徒がいなかったことを確認し、出席簿を持ち廊下に出る ・運動場中央に集合及び整列をする(コーンの前に) ・担任以外の先生は、担当場所において避難状況をチェックする
④人員点呼、報告	・担任は人員点呼を行い、学級全員の避難を確認した後 学級担任→学年主任→教頭先生→校長先生へ報告する ・体調不良を訴える者はいないか確認する ※安全委員がトラブルにあっているため、教師が校内を探す。
⑤避難完了	・計時終了() ・避難状況をチェックされた先生より、避難の状況についての報告。〇〇先生→〇〇へ →校長先生へ
⑥体育館に移動	・副担任は、<u>全員体育館入り口</u>に行き、土足で体育館内に入る者がい ないよう徹底する→スリッパを下足入れに入れる。 ・<u>安全委員は濡らした雑巾を体育館の出口に準備する(昼休み)</u> ・安全委員は濡らしたぞうきんを片づける
⑦学校安全アドバイザーからの 講評 10分程度	・学校安全アドバイザーに避難のようすを見ていただく。

4 整列隊形 (※小学校グラウンド)



5 その他 *雨天時は避難場所を体育館に変更し、整列は集会と同様にする

真剣に取り組むことの徹底

おはしもの徹底

お : おさない
は : はしらない
し : しゃべらない
も : もどらない

避難訓練を実施しての感想

一の宮中学校 2 年

緊急地震速報受信システムから「30秒後に地震が来ます。急いで避難して下さい」という放送が流れ、初めての経験で驚きましたが、地震が到達する前に安全な避難行動をとる訓練ができる装置のありがたさを強く感じました。

避難は、スムーズに進み、集合場所でも静かに待つことができ、避難訓練としては、合格点だと思いましたが、防災士の方から階段の避難の仕方について指導を受けました。

地震は、いつ起きるのか分かりません。日頃からの備えが大切です。これからも、訓練を大切にしていきたいと思いました。

避難訓練を実施しての感想

一の宮中学校 1 年

今日は、小中合同の避難訓練がありました。地震を教えてくれる装置から避難の放送があり、私は、すぐに机の下に身を隠しました。頭を出さないようにしてじっとしていました。

「体育館に避難して下さい」の指示があり、静かに、すばやく避難をしました。体育館では、小学生と中学生を対象に、防災の講話が行われました。防災士の方が、映像をもとに丁寧に説明してくれました。益城の被災状況を見ながら、その被害の激しさに言葉が出ませんでした。

災害は、いつ起こるか分かりません。私たちは、防災の気持ちを常に持ちながら、準備をしておくことが大切だと思いました。

避難訓練を実施しての感想

一の宮中学校 2 年

主に2学期の訓練や講話を通して、地震のときの状況（場所や建物）に応じた避難の方法や、まずは自分の命を1番に考えることが大事であることをしっかりと学ぶことができました。実際に去年の4月の地震ときに、今考えるとできていなかったことが多く、今回の訓練をもとに、次に地震が起きたときに、正しい判断と行動につなげられるようにしていきたいと思いました。

自主防災組織モデル地区〔古城6区〕地震避難訓練

1. 日 時 平成28年12月11日（日） 9:00～10:00
2. 地区の状況 世帯数66戸 地区総人数 188人（小学生8人・中学生7名）
3. 避難訓練の流れ

※お知らせ端末では、当日までに訓練の実施と参加について放送を流しておく。

9:00 ★地震発生 of 放送（お知らせ端末より1回放送）

家庭での地震対応訓練
（自分の身の安全確保）
（火災発生防止の処置）

◎家庭での地震対応を徹底。
（消防庁 防災マニュアルの徹底）

9:10 ★阿蘇市指定避難所へ避難開始（一の宮中学校へ）

◇近所への声かけ・・・避難する際にそれぞれが声かけ「大丈夫ですか？」

◇災害時要援護者（〇名：男性〇名、女性〇名）の援護体制について？

〇名の要援護者を誰が援護するのか・どうやって一次避難先へ避難させるのか？

一人暮らし・・・80歳以上の女性が〇名
高齢者世帯・・・80歳以上の男性が〇名
障がい者・・・65歳以上の男性が〇名

◇リーダー

[避難の際のリーダーになる人たち]

① ② ③

◇地域の消防団の動き

第四分団 〇〇分団長、〇〇班長と連携

◇第一次避難先への交通手段は・・・自家用車

9:30 ★[阿蘇市指定避難所（一の宮中学校 体育館 に集合）

[役割分担]

一の宮中学校		◇人員を点呼して安否確認をする。
避難者	名	◇要援護者の避難状況と健康状態の把握をする。
要援護者	名	◇傷病者や病人等の確認をする。
児童生徒	名	◇市指定避難所の受け入れを確認する。

10:00 ★避難訓練終了

進行：地区担当教職員

- [避難完了]
- ① 区長さん・消防関係者・保護者代表・担当教職員での反省や気づきの確認
 - ② 区長さんから全体への話（自主防災組織と訓練の必要性・参加協力へのお礼）
 - ③ 消防団関係者からの評価（家庭での地震対応・避難の反省、気づきを含めて）
 - ④ 閉会

【一の宮町 古城「古城6区」 自主防災組織 規約】

（名称）

第1条 この会は、「古城6区」自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

（1）平常時は

（2）災害時は

（目的）

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

（2）地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

（3）防災訓練の実施に関すること。

（4）地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対応に関すること。

（5）防災資機材の整備等に関すること。

（6）他組織との連携に関すること。

（7）その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本組織は、一の宮町古城「古城6区」町内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条

（1）会長 1名

（2）副会長 若干名

（3）防災委員 若干名

（4）班長 名

（5）監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1)規約の改正に関すること。
 - (2)防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3)事業計画に関すること。
 - (4)予算及び決算に関すること。
 - (5)その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1)総会に提出すべきこと。
 - (2)総会により委任されたこと。
 - (3)その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1)地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2)防災知識の普及に関すること。
 - (3)災害危険の把握に関すること。
 - (4)防災訓練の実施に関すること。
 - (5)地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
 - (6)その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、平成 年 月 日から実施する。

一の宮町 古城6区 自主防災組織 活動計画

1 目的

この計画は、一の宮町古城「古城6区」自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 情報の収集伝達に関する事。
- (6) 避難に関する事。
- (7) 出火防止、初期消火に関する事。
- (8) 救出・救護に関する事。
- (9) 給食・給水に関する事。
- (10) 災害時要援護者対策に関する事。
- (11) 他組織との連携に関する事。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

[班編成と業務]

広報・連絡班

- (平常時) 広報紙の作成、講演会の企画、連絡網の作成
- (災害時) 大雨洪水警報や市町村の避難勧告などの情報収集
電話連絡網や各戸訪問による避難の呼びかけ

避難班

- (平常時) 全体での避難路の安全点検、防災マップ作りなどを企画
- (災害時) 災害時要援護者などの避難を支援
点呼を行い、地域住民の安否を確認

救出・救護班

- (平常時) 救急・救命講習や組織全体の防災訓練などの企画
- (災害時) 負傷者の搜索、けが人の搬送と応急手当など

消火班

- (平常時) 住宅用火災警報器の取り付け支援、消火訓練などを企画
- (災害時) 初期消火を行う

炊き出し班

(平常時) 水・食料の備蓄

(災害時) 水・食料の配布、炊き出し

その他

(平常時) 災害時要援護者の所在など地域の把握（個人情報保護に注意が必要です）、家具転倒防止器具の取り付け支援、耐震診断などの公的な支援体制がある場合の申請の手伝いなど

(災害時) 行政との連絡係など

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ①防災組織及び防災計画に関すること。
- ②地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発の方法

- ①広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
- ②座談会、講演会、映画会等の開催
- ③パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ①危険地域、区域等
- ②地域の防災施設、設備
- ③地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ①市町村地域防災計画
- ②座談会、講演会、研修会等の開催
- ③災害記録の編纂

6 防災訓練

大規模等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

①情報収集・伝達訓練

②消火訓練

③救出・救護訓練

④避難訓練

⑤給食・給水訓練

⑥その他の訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

①訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

②訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月 日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

①火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

②可燃性危険物品等の保管状況

③消火器等消火用資機材の整備状況

④その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火用資機材を配備する。

①可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備

②消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じた時は、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

①阿蘇市 病院

②一の宮町 一の宮整形外科

③

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

阿蘇市長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めた時は、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

① 一の宮小学校 体育館

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、阿蘇市役所の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1 2 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、地域消防団、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

1 3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1 4 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

別紙のとおり行う（配置する資機材と配置場所、管理者名を記載した表を作成）

(2) 定期点検

毎年 月第 曜日を全資機材の点検日とする。

第1回 自主防災組織モデル地区説明会及び研修会

1 目 的

4月に発生した熊本地震では、県内で多数の命を失い、多くの被災者を生んだ。その教訓は、災害に対しての自助・共助の大切さや日頃からの訓練の必要性が強く求められるものである。

この機会に、自主防災組織モデル地区を設定し、自助・共助のマニュアルづくりとともに、それに沿った避難訓練を実施し、災害から身を守る意識と行動力を高め、地域全体に啓発を進める機会とする。

2 モデル地区（5地区に承諾を得る）

- ☐ 宮地地区・・・東2区 区長
- ☐ 坂梨地区・・・下 町 区長
- ☐ 古城地区・・・6 区 区長
- ☐ 中通地区・・・片 隅 区長
- 上東下原 区長

3 モデル地区の取組について

大きな災害に備え、安全なまちづくりを進めるには、家庭内での備えをはじめとした「自助」に加え、となり近所の助けあいなどの「共助」が必要です。実際に、各地区の中で、災害時に一人で行動できない災害弱者の方（子ども・高齢の方・障がいのある方・妊産婦等のほか、普段は一人で生活できても、災害時には援護が必要になる状況になることもあります）などを見守り、互いに助けあいながら、安全に避難することが大切です。

そのためには、日頃からのつながり作りと定期的な訓練が欠かせません。

「自分の命は、自分で守る。」（自助）

「自分たちの地区は、自分たちで守る」（共助）

- ◇ 地区の人に声をかけ、助け合う
- ◇ 行政の手が届くまでは、地域で頑張る

第一回	◇ 自主防災組織（モデル地区）の設置の趣旨説明 ◇ 地区児童会・生徒会のモデル地区の生徒数・生徒名確認 ◇ 各モデル地区の災害時の避難状況 ◇ モデル地区の避難訓練までの計画予定 10月20日(木)
第二回	◇ 各地区での避難の際に配慮すべき家庭の把握状況 ◇ 各地区の避難方法に合ったマニュアルの検討 ◇ 各地区の消防団との連携について 11月10日(木)
第三回	◇ 最終避難マニュアルの再確認 ◇ 避難訓練日当日の日程の確認 ◇ 避難訓練までの最終打合せ 11月24日(木)
第四回	モデル地区の避難訓練の実施 12月11日(日)
第五回	◇ 避難訓練での気づき及び反省 12月15日(木) ◇ 自主防災組織としての課題や今後の取組について ◇ 今後のモデル地区からの啓発の場面について

4 モデル地区の区長さん方の取組について

(1) 地区の人員の把握（家庭状況の把握）

- ① 世帯構成、児童・生徒名、災害時に助けが必要な人を把握しておく

(2) 地区の支援者の決定（避難時のリーダーの選出）

- ① 災害時における支援者を決め、避難をスムーズに遂行させる。

(3) 「いっとき避難場所」の確認と活用

「いっとき避難場所」とは、住民一人一人が身を守るため、お互いの安否や地域の被害状況を確認するとともに、一応避難して様子を見たり、地域防災拠点（避難所）へ避難するために、地域住民が集結する場所です。

- ① いっとき避難場所を決めておく。
- ② いっとき避難場所での確認することを決めておく。

(4) 地区の実情に合った防災訓練（避難訓練）の実施

- ① 防災マニュアルの作成と地区での共通理解
- ② 避難訓練の実施

5 第2回目の自主防災組織モデル地区研修会について

(1) 日 時 平成28年11月10日（木） 14:00～

(2) 場 所 一の宮中学校 校長室

(3) 内 容

- ① 各地区での避難の際に配慮すべき家庭の把握状況
- ② 各地区の避難方法に合ったマニュアルの検討
(中学校より各地区のたたき台を提案・検討)
- ◇ 各地区の消防団との連携について

(4) 参加者

モデル地区の区長 様（5名）

阿蘇市総務課

消防関係者

一の宮中学校 校長・職員（2名）

学校運営協議会 委員長

その他関係者

平成28年6月17日

一の宮中学校保護者様

阿蘇市立一の宮中学校
校長 岩切 昭宏

非常災害時（大雨・台風等）による生徒の引き渡しについて

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育につきまして、深い御理解の下に、御支援・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、非常災害時（大雨・台風等）により、生徒を緊急に下校させる場合の生徒引き渡しについての調査を行います。ご協力を宜しくお願い申し上げます。

学校では、気象情報を丁寧に収集しながら、生徒の下校場面を判断していきます。危険な場合は、何時間も学校で待機させる場合もありますが、大雨が予測される前に下校させる場合もあります。

その場合の下校方法について、下記の調査にお答え下さい。

調査については、6月20日（月）までに、担任の先生まで提出をお願いします。（緊急時に備え、至急の提出をお願いします）

記

----- き り と り -----

非常災害時（大雨・台風等）による生徒の引き渡しについて（調査）

非常災害時（大雨・台風等）の下校は、

[いずれかに○印を記入]

- () 速やかに徒歩又は自転車で下校させて欲しい
- () すぐに迎えに行くので、そこで引き渡して欲しい
- () 迎えに行けないので、待機させて欲しい
- () その他 ()

一の宮中学校 年 組 生徒名 ()

保護者名 (印)

1. この研修への参加のきっかけ

僕は今年の4月16日に生まれて初めて「大地震」を体験した。この地震で僕達は多くのものを失った。その時、僕は災害に関する知識の無さを心から悔やんだ。多くの災害を知り、学んでも心のどこかでは「自分には関係ない」と思っていたから今回のような結果を招いたのだ。

しかし、今回の震災は失ったものだけではなく得たもの、強くなったものも沢山ある。例えば、「人と人の繋がり」である。ボランティアや避難所で助け合ううちに絆が芽生えたり、ただの「他人」から「家族」のような存在になったりしたのだ。災害は奪っていくだけではない。生きようと努力すれば光は見えてくる。被災した中で僕はこのことを考えながら1日1日を過ごした。

しかし、復興への動きに僕は疑問を持った。「復興は進んでいるのか？」という素朴な疑問だ。仮設住宅の建設は遅れているようであり、壊れそうな家屋も沢山ある。これらの問題を打破する策はあるのだろうか。僕は災害に関して興味が湧いてきた。そのような時にこの研修があるのを僕は知りました。

2. 3日間で学んだこと

1番最初の研修は亘理町立高屋小学校での講話だった。この学校は仙台市中心部から30km程のところに位置し、東日本大震災時に町唯一の子どもの犠牲があった学校である。講話をしてくださったのは震災当時に東松島市立大曲小学校教頭として、震災対応を行われた荒明校長先生だ。

講話では被災後の学校での学び方などの貴重なお話しをして頂いた。ここでは幾つか例をあげて説明する。例①体育・・・廊下や屋上を使う。(しかし、ボールを使う運動はできない。)例②家庭科・・・家庭科室が1階にあったため火を使ったりできない。そのため代わりに裁縫などを行った。

次に食事についてだ。初めて支援物資が届いたのが震災から3日目だったそうだ。届いたのは食パン19斤(枚数に直すと145枚)。それに対し避難者は何と870人。食パンとの割合は1対6。これを1人分の1日分の食事に換算すると食パン6分の1切れである。震災の直後からそれなりの食事が摂れていた僕等には考えられない量だ。きっと被災地の育ち盛りの小中学生にとってはかなり苦しかっただろう。だから僕等は安定した食事が摂れているところに感謝しなければいけないのだ。

3. 3日間で学んだこと(雄勝町、大川小学校)

2ヶ所目は東日本大震災で壊滅した石巻市雄勝町を「花と緑の力」で復興するための復興プロジェクトの活動拠点である「雄勝ローズファクトリーガーデン」である。ここでは石巻市立雄勝小学校元教員の徳水博志さんから津波防災や災害ボランティア活動について学ぶとともに、実際の避難経路を歩いて災害に対する備えの必要性を学んだ。徳水さんは「学校、児童、保護者の三者が避難マニュアルを共有していたことで学校の判断ミスを防げた。」と仰っていた。しかし、阿蘇市の学校はどうだろうか。避難マニュアルを共有できているか。熊本地震は夜中に起きたため家族で行動したと思うが、もしも、授業中や昼休みに起きていたら滞りなく避難できたのだろうか。熊本地震を経験したこのような時だからこそ学校の避難マニュアルを再確認することが大切なのだ。

もう1つ大事なことは科学的観点から見ることだ。児童74名と教員10名が亡くなった大川小学校の悲劇はこの「科学的な知見の不足」によるものだったと言われている。雄勝町は周囲を山に囲まれているため、津波が押しよせてくると海から離れた地点でも波が高くなるのだ。この常識を覆した津波は、大川小学校付近では何と海岸部より4メートルも高くなっていたの

だ。この悲劇から、徳水さんは「子どもの命を預かる教師の皆さんは科学的な知見を率先して学んで欲しい」と仰っていた。しかし、僕はこれを生徒の皆さんにも学んで欲しいと思う。

前述したように、学校、児童、保護者がマニュアルを共有しなければいざという時に混乱を招くことになる。生徒1人1人が正しく動くことができるようになることが防災・減災への第1歩なのだ。

4. まとめ

今回の研修では学校で学習することだけではなく、当時の詳しい様子やメディアだけでは知ることができない事実を知ることができた。しかし、これらの学んだことを故郷・阿蘇での地震と比べてみると残念だった。何故ならこの東日本大震災の教訓を活かせていないのだ。教訓は知るだけでは意味がない。伝える事が大切なのだ。だから、皆さんにも色んな人に自分の体験を語って欲しい。思い出すのが嫌かもしれないが、沢山の人の知ってもらうことが震災で犠牲になった方々へのせめてもの手向けなのだ。

宮城県視察研修に行って

一の宮中学校2年

私はこの夏、宮城に行きました。熊本と同じように大地震と、熊本には大きな被害を与えなかった津波におそわれた宮城で、これからどうしたら良いのか、先に被災した地で学ぶためです。

実際に行ってみて、復興しているところとしていないところの格差が大きいと思いました。都市部の方では爪痕こそ残っているものの、復興していました。けれど、研修のため向かった雄勝町では人の姿はなく、被災直後から何も変わっていないのではないかと考えさせられる状況でした。

また、心のケアというのも大切だと思いました。東日本大震災のとき乳幼児だった子たちは、今は小学生。避難訓練や無線、サイレンなどへの配慮が必要だといいます。また、震災の記憶を避けて受けとめ、乗り越えていくことができるそうです。

熊本でも復興の格差はおきるのでしょいか。着々と復興している場所もありますが、いまだにブルーシートをかぶった家がまだまだたくさん見られます。この痛々しい姿が少しでも早く見られなくなることを望むとともに、宮城のように大きな格差が生まれないように復興していくことを望みます。

心のケアについては、私の身近でもできるのではないのでしょうか。地震の直後は、私の妹もすこしの余震でも怖がっていました。少なからず、この記憶は残ると思うので、フォローできていたらいいと思います。今の小学生にもフォローが必要な子もいると思います。こういった児童に学校でも対応してほしいし、年の近い中学生の私たちにできることがあれば、大人からも頼ってほしいと思います。

地震の記憶はそう簡単になくなるわけじゃないし、復興にも何十年の時間が必要になると思います。そうなったときに未来をになう私たちが、しっかり考えていることが大切だと思います。自分なりにできることから始めて、外見だけではなく、心の内側から復興していけるようにがんばります。

この夏行った宮城での研修を通して私は多くの事を学ぶことができた。そして、次は自分たちがそれらを災害への備えとして伝えるべきだと考える。熊本地震で体験し研修で学んだように、災害はいつ起こるか分からない。それに、災害をなくすこともできない。でも、被害や失うものを減らすことなら、私たち中学生にだってできる。私は、その「自分たちにもできる」という視点で地震災害への備えをいくつか考えた。

1 つ目に、地震について正しい知識を持つておくことが備えにつながると思う。前述したように、災害は、いつ起こるか分からない。だから阿蘇に住む私たちは、津波とは無関係であるという考えは、正しい知識ではない。研修の中で、石巻市の雄勝町という所に行った。東日本大震災の時、小学校の先生をしていた語り部の方が当時の事を教えてくださった。当時、雄勝町には1番高い所で16.3mもの津波がきた。そして町の中心部が壊滅し、人口4300人から1000人に激減した。私は、語り部の方のお話から津波の高さや勢いは、地形によって変わることを知った。例えば、山や岡によって地形が狭くなっていたり、都市部のビルや大きな建物で密度の高い地形をしていると、間に入り込んだ津波は高さを増し、さらにビルの窓ガラスも一緒に流れてくる。このような知識を私たち中学生が学ぶことで、いつ、どこで起こるか分からない災害への備えになると、私は考える。

2 つ目に、今年4月の熊本地震で体験したことを伝えたり、その体験を生かすことも備えにつながると思う。実際に私は、今回の研修のことと熊本地震での体験を秋にある英語弁論大会で話そうと思っている。たくさんの人に伝えることで少しでも他人事じゃなく自分事なんだと感じてもらいたいと思う。

この研修と熊本地震の体験から学んだことで、特に強く心に残っているのは、地域とのかかわりが災害 時の備えにつながるという事だ。地域と学校が深く関わっていれば、被害を減らすことにつながるし、復興もはやいと考える。私は、3年生、学校のリーダーとして地域と学校のつながりを深めていけるような取り組みを考えていきたい。

自然災害の恐ろしさや避難生活の大変さなどを熊本地震から学んだ。今年の夏休み、規模が大きかった東日本大震災ではどうであったかをこの目で確かめるために、私は宮城県の亘理町、石巻市への視察研修に参加した。亘理町、石巻市ともに想像以上に震災の爪痕が残り、当時の震災の大きさを物語っていた。

今回私は、熊本地震で自宅が半壊し、今までのような生活ができず、地震前の生活がどれだけありがたかったかを痛感した。

研修では、津波や心のケアなどの話を聞いた。津波の押し寄せ方や津波が来たときの逃げ方、震災時の心の状態などを自分の今回の経験と重ねて考えることができた。

震災の恐怖が忘れられず、心が不安定になる人が多くいたと聞いたが、人の心に大きな影響を与え、被害はあらゆる所に広がることを改めて感じた。

震災について学べば、防災意識が高まると思う。東日本大震災や熊本地震の経験を「いつ起きてもおかしくないこと」と捉え、震災の教訓を生かし、そのことを伝えていかなければならないことをこの研修から学んだ。

平成２８年度 防犯講演会の実施について

阿蘇市立一の宮中学校

１．目 的

登下校時や学校生活上における生徒の安全を確保し、事件・事故災害から身を守るための方法を理解し、実践につなげる。

また、ＳＮＳ等の利用から犯罪につながらないような知識と実践力を身に付ける場とする。

２．日 時

平成２８年 １２月１３日（火）

午前１１時５０分 ～ 午後０時４０分

３．場 所

阿蘇市立一の宮中学校（体育館）

４．内 容

登下校や学校生活の安全確保及びＳＮＳ等からの犯罪防止について
（講話）

５．対象児童

中学生全生徒（２８０名）

６．当日の日程

１１：５０	開会
１１：５０～１２：２０	阿蘇警察署からの講話
１２：２０～１２：３５	中迫先生のお話
１２：３５～１２：４０	お礼の言葉と閉会

７．その他

- ◇ 体育館の整列は、生徒集会時と同じとする。
- ◇ 生徒会代表または安全委員長がお礼の言葉を担当する。（準備）
- ◇ パソコン等の機器が必要な場合は、事前に連絡します。

学校危機管理マニュアル

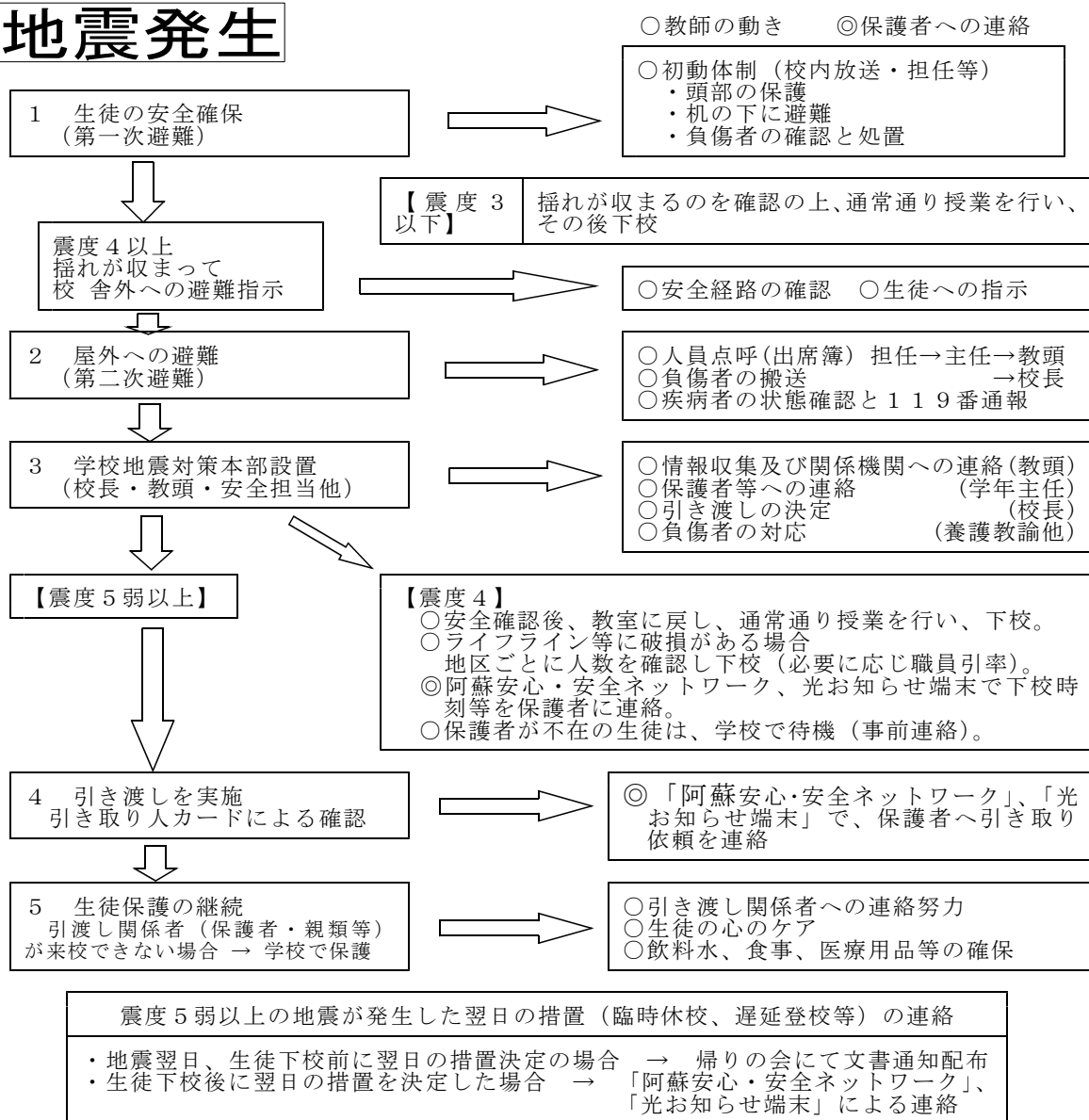
阿蘇市立一の宮中学校

(1) 生徒の事故発生時の対応



(2) 地震発生時の対応及び降灰対応について

地震発生



阿蘇山爆発による降灰

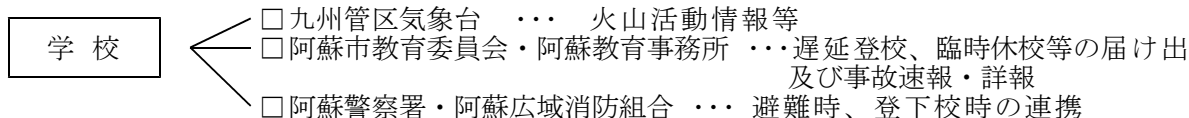
1 基本対策

- (1) 降灰が日常化する場合は、「PM2.5」対策に準じた対応を基本とする。
(2) 健康被害を防止するため、生徒に登下校時のマスク着用を指導する。

2 緊急を要する場合の対応

- 登校が困難と判断する場合 → 『遅延登校・臨時休校の家庭連絡』
※「阿蘇安心・安全ネットワーク」「光お知らせ端末」「学校より電話連絡」
- 下校が困難と判断する場合 → 『学校避難継続・下校引渡し要領等の家庭連絡』
※「阿蘇安心・安全ネットワーク」「光お知らせ端末」「学校より電話連絡」

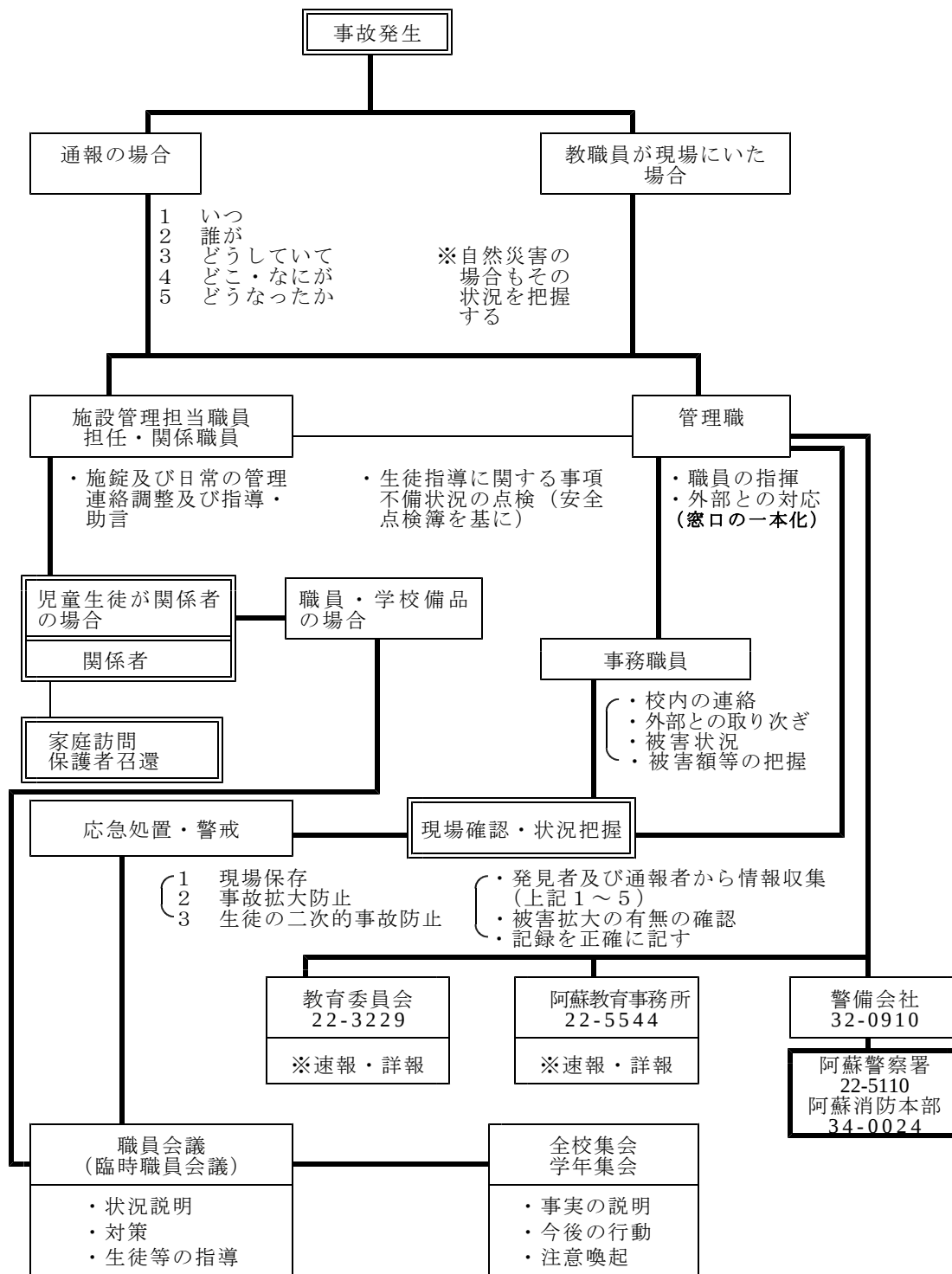
3 関係機関との連絡・連携



(3) 学校施設及び器物破損事故、盗難事故発生時の対応
(含 風水害による場合)

※ 常日頃から、定期的な安全点検及び危険箇所の早急な修理を心がける。

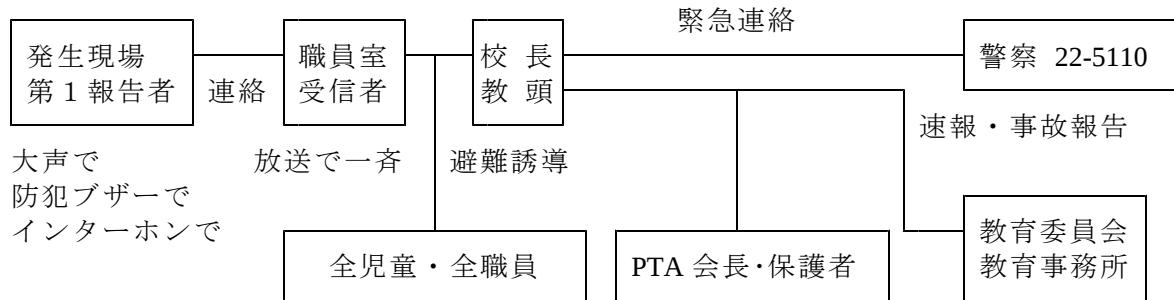
※ 毎日の確実な戸締まり、施錠に留意する。



(4) 不審者の学校侵入への対応

① 来訪者の確認

- 学校への来訪者のための入口や受付を明示し、外部からの人の出入りの確認を行う
 - ・ 受付で来校者は記名し、名札を着用してもらう。
 - ・ 保護者の届け物は受付で職員が預かる
 - ・ 業者関係は職員がつきそう（工事関係の場合は全職員に連絡する）
- 校内で不審者（未確認者を含む）に気づいたら職員は必ず声かけをする
- 職員室では職員が常時待機
- 通報体制



② 校内での安全確保の体制づくり

- 始業前や放課後を含めて教職員の役割分担を定める（生徒の状況把握と安全確保）
 - ・ 始業前…生徒昇降口または校門で登校状況の確認
職員室より管理棟側の来訪者の確認
午前7時までは校舎西側出入口は施錠
 - ・ 朝会や会議等での自習中…正面玄関以外の1F出入口は施錠
 - ・ 授業（担任指導）中…通常通り来校者の確認
 - ・ 休み時間…昼休みは校内巡視
 - ・ 放課後…生徒昇降口または校門で下校状況の確認
- 施設面での安全確保
 - ・ 校舎内（教室・廊下等）の外側窓、出入口は不在の時は施錠をする。
 - ・ 校門、外灯、窓や出入口の鍵の点検と補修
 - ・ 危険物等を放置しない（用具の整理と危険物の撤去）
- 生徒への非常時の対応の仕方（自分を守る対応の仕方や行動）の指導
- 教職員の非常時の対応の仕方（生徒を守る防備体制）の研究・検討

③ 学校開放時の安全確保

- 開放部分と非開放部分の区別を明確にする
- P T Aや学校施設利用団体による支援協力
 - ・ 授業参観や体育大会等の学校公開の日には出入口で来校者の確認と巡回を依頼

④ 不審者情報に係る関係機関との連携

- 近接する学校との間で随時情報を提供しあう
- 警察との連携（定期的な巡回と情報提供）
- 青少年健全育成市民会議やP T Aとの連携
 - ・ 各地区よりの情報の収集
 - ・ 登下校時の通学路での定期的な安全点検と生徒への注意喚起
 - ・ 不審者の情報があつたとき、保護者への通知と校区内巡回と登下校時の同伴等の協力
 - ・ 登下校時の生徒の緊急避難できる場所の確保（110番の家）と生徒への周知

(5) 関係機関等の連絡先

教育関係機関 順不同

機 関 名	住 所	電 話 番 号
熊本県教育委員会	熊本市水前寺 6-18-1	096-383-1111
阿蘇教育事務所	阿蘇市一の宮町宮地 2402 番地	0967-22-5544
学校保健センター	熊本市水前寺 6-18-1	096-381-9313
阿蘇市教育委員会	一の宮町宮地 504 番地 1	0967-22-3229
一の宮中学校	一の宮町宮地 1669 番地 2	0967-22-0201
一の宮小学校	一の宮町宮地 1680 番地	0967-22-0113
阿蘇小学校	阿蘇市黒川 1234 番地 1	0967-34-0017
阿蘇西小学校	阿蘇市的石 1494 番地	0967-35-0814
内牧小学校	阿蘇市内牧 1376 番地	0967-32-0010
山田小学校	阿蘇市小野田 567 番地 2	0967-32-0797
波野小学校	阿蘇市波野 3742 番地 1	0967-24-2033
阿蘇中学校	阿蘇市内牧 609 番地	0967-32-0076
波野中学校	阿蘇市波野 3748 番地	0967-24-2031

その他の関係機関 順不同

機 関 名	住 所	電 話 番 号
阿蘇市役所	一の宮町宮地 504 番地 1	0967-22-3111
阿蘇警察署	一の宮町宮地 4523 番地 2	0967-22-5110
阿蘇広域行政消防本部	阿蘇市黒川 1423 番地 1	0967-34-0024
あそひかり幼稚園	一の宮町中通 302 番地 5	0967-22-0089
宮地保育園	一の宮町宮地 2383 番地	0967-22-2444
坂梨保育園	一の宮町坂梨 3027 番地 1	0967-22-0435
古城保育園	一の宮町手野 1030 番地	0967-22-0380
りんどう保育園	一の宮町宮地 3249 番地	0967-22-4539
給食共同調理場	阿蘇市黒川 881 番地 1	0967-24-6670
Qネット(警備会社)	阿蘇市内牧 963 番地 11	0967-32-0910
熊本県PTA共済	熊本市南千反畑町 3-7	096-354-5919